

紹介状なしで受診する患者の 「特別の料金」見直し

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、**紹介状を持たず
大学病院や高度な医療を提供する病院等を外来受診する患者等の
「特別の料金」の額が引き上げられ、対象となる病院が拡大されます。**

まず初診の場合は、かかりつけ医やお住まいの地域の医療機関を受診し、専門病院や大病院は必要に応じて紹介を受ける等、
医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いいたします。

健保だより

令和4年10月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1074号
(令和4年10月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です



見直される内容



太字・下線は、令和4年10月1日からの見直し箇所です。

対象となる病院	特定機能病院（高度な先端医療等が提供可能な病院として、厚生労働大臣の承認を受けた病院） 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る） 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る）※1		
特別の料金※2	初診	医科	5,000円以上 → <u>7,000円以上</u>
		歯科	3,000円以上 → <u>5,000円以上</u>
	再診	医科	2,500円以上 → <u>3,000円以上</u>
		歯科	1,500円以上 → <u>1,900円以上</u>

※1 令和5年3月ごろ公表予定です。また、新たに紹介受診重点医療機関になる病院の「特別の料金」については、紹介受診重点医療機関になってから半年間の経過措置があります。

※2 「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。



患者の支払いイメージ

医科、一部負担金3割負担、初診の「特別の料金」が5,000円から7,000円となる場合

